

## 警備要件書

### 1 件名

「皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流しー千代田区納涼の夕べー」に係る会場及び周辺警備業務

### 2 目的

千代田区及び一般社団法人千代田区観光協会（以下「甲」という。）が、皇居周辺のお濠を活用した伝統文化の体験を提供し、国内外に千代田区の魅力を PR する本催事が円滑に執行できるよう、事件・事故等未然防止のため警備することを目的とする。

### 3 日時

令和 5 年 7 月 26 日（水）・27 日（木）（予定）

16：00 から 22：00 まで

### 4 警備担当区域

区営千鳥ヶ淵ボート場（東京都千代田区三番町2番地先、以下「ボート場」という。）を含む千鳥ヶ淵緑道、九段坂公園（東京都千代田区九段南2-2-18）

※重点警備箇所（詳細箇所は図面参照）

区域名	期間	主な内容
千鳥ヶ淵緑道内	全日 16：00～22：00	来場者の誘導・安全確保、雑踏警備
ボート場入口	全日 16：00～22：00	乗船参加者の列整理・誘導、雑踏警備
ボート場出口	全日 16：00～22：00	出口からボート場へ入場しようとする者の規制、雑踏警備、入り口の案内
ボート場屋上	金・土・日 16：00～22：00	ボート場屋上の人員整理、雑踏警備
九段坂公園	全日 16：00～22：00	来場者の誘導・安全確保、雑踏警備

### 5 業務内容

(1)ボート場及び周辺区域内の雑踏・警戒警備

- ① ボート場出入者の監視・誘導・進入制限
- ② 立ち入り禁止区域内への侵入警戒・禁止
- ③ 乗船参加者の列整理・誘導、安全確保
- ④ ボート場出口から入場しようとする者の規制へのご協力呼びかけ、入口の案内
- ⑤ ボート場屋上の人員整理、雑踏警備
- ⑥ ボート場への不法侵入者、周辺区域における不審者、不審物の発見・排除・通報

(2)千鳥ヶ淵緑道上及び周辺区域内の雑踏・警戒警備

- ① 立ち入り禁止区域内への侵入警戒・禁止
- ② 緑道上における迷惑行為に対する注意指導
- ③ 緑道上における動線確保及び誘導
- ④ 参加者及び来場者の安全確保
- ⑤ 灯ろう購入者の列整理
- ⑥ 不審者、不審物の発見・排除・通報
- ⑦ 過度な雑踏状況の防止

### (3) 九段坂公園及び周辺区域内の雑踏・警戒警備

- ① 立ち入り禁止区域内への侵入警戒・禁止
- ② 公園内における迷惑行為に対する注意指導
- ③ 公園内における動線確保及び誘導
- ④ 参加者及び来場者の安全確保
- ⑤ 不審者・不審物の発見・排除・通報
- ⑥ 過度な雑踏状況の防止

## 6 その他（契約締結後の留意事項等）

- (1) 警備や警備に関する協議は、甲が行う。また、事前の協議も同様とする。
- (2) 詳細な警備計画（人員の配置や応援体制等）を作成し、6月16日（詳細な日程は、担当者と協議すること）までに担当者へ提出し、責任者・現場責任者は管轄の麴町警察署への届出に同行し説明すること。
- (3) 連絡体制（責任者・現場責任者の氏名と連絡先等）を6月16日（詳細な日程は、担当者と協議すること）までに作成し、担当者へ提出すること。なお、現場責任者が交替する場合は、事前に必ず担当者に連絡すること。
- (4) 警備員間（現場責任者を含む）で連絡ができるよう、警備員全員が5W以上のデジタル無線機を必ず所持すること。また、注意喚起等に使用するトランジスタメガホンを警備員全員が所持すること。
- (5) 配置人数は、現場責任者1名を含め全日12名体制以上とする。
- (6) 千鳥ヶ淵緑道・ボート場エリア、靖国通り・九段坂公園エリアに、雑踏警備及び交通誘導資格保持者を配置すること。
- (7) 再委託については、委託者と受託者による協議によるものとする。
- (8) 1事故につき10億円以上の損害賠償責任保険に加入することとする。
- (9) 必要に応じ、関係機関等とのとの協議に同席するとともに関係資料、申請資料を作成・提出すること。
- (10) 警備業務に関わる人数及び物品等は、関係機関等との協議により変動することがある。
- (11) 業務を実施するうえで、新たに必要となる事項の発生または変更が生じた場合は委託

- 者と受託事業者の間で協議して決定するものとする。
- (12) 過去に地方自治体が主催するイベント等について、一日につき 30 人以上の警備員を配置した実績があること。
  - (13) 協会の備品の破損・滅失費用は受託者が負担すること。
  - (14) 責任者及び現場責任者は警備員指導教育責任者（1、2、4号業務の全て）、及び雑踏警備検定1級の保持者とする。

## 7 報告

警備日誌（受託者の様式で可）は毎日作成し、委託期間が終了したら、原本を提出すること。

ただし、業務の実施中に事故があった場合等の緊急を要することは、速やかに協会担当者へ知らせ、受託者の責任において適切に処理するものとする。

## 8 その他

この仕様書に記載のないことは、委託者・受託者双方の協議により決定する。なお、内容によっては管轄の麹町警察署との事前協議も実施する。不明な点は下記まで問い合わせること。

## 9 問合せ先

一般社団法人千代田区観光協会 本郷、渡辺

〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目6番17号

Tel 03-3556-0391 Fax 03-3556-0392

E-mail [info@kanko-chiyoda.jp](mailto:info@kanko-chiyoda.jp)